

税制調査会会長 中里 実 様

特別委員 石井 隆一
(富山県知事)

個人所得課税に関する意見

税制調査会（第24回総会）を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においては、低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを早期に行うこととされており、これを踏まえて、本年7月以降、税制調査会においても、経済社会の構造変化に関する実態把握を精力的に行い、現在、個人所得課税等について具体的な議論が進められています。

今後、社会保障を持続可能なものとするための消費税・地方消費税の税率引上げを行うことはやむを得ないと考えます。あわせて、少子高齢化や人口減少の一層の進行に歯止めをかけるためには、子どもが多いほど有利になる制度など大胆な税制を創設するとともに、地方創生の推進のためにも、各地方において経済の活性化とあわせて教育・環境・防災などの地方自治体が担当している社会のセーフティネットの機能の充実が必要であり、偏在性が小さく安定的な地方税体系の確立が求められています。

平成18年度税制改正での3兆円の税源移譲により、個人住民税は従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっており、この度の個人所得課税改革は、その重要性を踏まえた改革とすることが肝要です。

具体的には、以下の点に留意することが重要と考えます。

1. 人口減少対策等に資する新たな税制措置

- 昨年11月、当税制調査会において取りまとめられた「働き方に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」においては、配偶者控除の見直しと併せて子育て支援の拡充を行うため、複数の選択肢が示されました。
- 配偶者控除については、いわゆる「二重の控除」の問題もあることから、これを解

消する方向で検討すべきと考えますが、その際には、見直しによるパート労働者等の負担増に対し経過的な措置を講ずることが必要と考えます。

- 人口減少対策等に資する税制としては、配偶者控除の見直しにより生じた財源等を活用し、新たに子ども1人当たり一定額を税額控除する、特に第3子以降を手厚く控除する仕組みや育児関連諸費用の一定割合を税額控除する仕組みなど、子どもが多いほど有利な制度、子育て等に伴う経済負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要です。
- なお、N分N乗方式を採用するフランスにおいては、合計特殊出生率が2を超えているという現状を踏まえると、個人単位課税に限らず世帯単位課税についても幅広く検討すべきと考えます。

2. 個人住民税の性格と課税最低限

- 個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、「地域社会の会費」として地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有していること、また、福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格も有していることについて、当税制調査会でも何度も確認されてきたところです。個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります。
- 人的控除のあり方等の見直しにあたっては、こうした点を踏まえて、所得税よりも低く設定してある課税最低限を維持すべきです。基本的には、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものであるという仕組みのもとで、できるだけ広く納税者として地方自治に参加してもらいたいと考えます。

3. 地方税の偏在性の是正

- 現在、消費税・地方消費税の引上げに伴う対応として、地方法人課税のあり方を見直し、税源の偏在性を是正する方策を講ずるべく検討が進められています。
- 個人住民税は、地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではありますが、この時期における個人住民税の改革においても、偏在性の是正が大きな課題であることを踏まえて検討すべきです。

※人口一人当たり税収額（H25 決算）：地方法人二税＝6.3 倍、個人住民税＝2.7 倍